

はしがき

この「ご入居のしおり・館内細則」は皆さま方のご入居に際し、生活の手引きとして日常役立てていただきたい事項や、館内における生活の一層の快適化と、館内秩序を維持するために必要最上限のルールを定めたものです。

館内細則につきましては、日常館内を利用される全ての方にこの規則を熟知して頂くと共に、利用上の留意事項および禁止事項につきましては遵守して頂きますよう、宜しくお願い致します。

貸室内の管理につきましては、ご入居者様自身の責任において行って頂きますので、保上十分のご注意をお願い致します。

また、入居されている方が本館内細則に違反し、他の方々に著しく迷惑を及ぼすと思われる行為がある場合は、館内秩序の維持の為に賃貸借契約書に従い、損害賠償、契約解除等の手段をとらせて頂くこともありますので、なにとぞ本書を遵守頂きますようお願い致します。

なお、館内細則等に変更が生じた場合は、その旨の書面をもってご連絡致します。

オーバルコート砦

オーナー加藤貴行

ご入居のしおり

ご入居の際の留意事項

お引越し日及びご入居日については、必ず事前に後記のオーナー加藤までご連絡ください。
お引越し当日は、特に次の点にご留意ください。

○引っ越し・大きなお荷物の搬入等に際しては、建物や共用部分に損傷を与えないようご配慮願います。

また、エントランス扉・玄関扉及び各扉等の開閉・解放については慎重にお願い致します。

○引っ越し業者等には、必要に応じて現場の養生をお願いしてください。

○梱包材料その他お引越しに伴い発生する不要物品や粗大ごみ類等は、必ず引っ越し業者に持ち帰らせるか、後記16ページ記載の「ごみ出しについて」をご確認の上、ご自身で責任を持って処理されますようお願い致します。

○入居時に避難通路の確認を行ってください。

電気・ガス・水道・電話の加入手続き

○電気

ご使用開始前に必ず別紙補足資料記載の電力会社へご連絡いただき、使用開始の届け出を行って下さい。

ご入居時には既に通電されていますので室内のブレーカーのスイッチを入れご使用下さい。なお、料金はお引渡し時点からご入居者の負担となります。

○ガス

ご使用開始の2. 3日前までに別紙補足資料記載のガス会社へご連絡ください。

ガス会社の係員がご指定の日時にガスの開栓に伺います。なお、ガスの開栓はお客様の立ち会いが条件となっています。立ち会い当日はご印鑑をご用意ください。

○水道

ご使用開始前に必ず別紙補足資料記載の水道局にご連絡いただき、使用開始の届け出を行ってください。

○電話

別紙補足資料記載の電話会社までお申込みください。

なお、架設には数日かかる場合もありますので、お早めにご照会下さい。

また、電話番号が決まりましたらオーナー加藤までご連絡下さい。

※ご入居者名義以外での電話加入はお断りしております。

※公共料金等を万一滞納した際に、各公共機関よりの督促、使用中止の措置を受けた場合は、入居者の責任と負担において対応をお願い致します。

運営管理業務の担当窓口（賃貸借契約手続き完了後・ご入居後の窓口）

○賃貸借契約に関するお問い合わせ

マルセル オーバルコート砦オーナー加藤

TEL 090-8980-9405

一部委託をする可能性がある業務内容

1. 賃料・管理費及びその他費用の請求・徴収
2. 賃料等の改定交渉
3. 賃貸借契約期間満了に伴う更新業務
4. 借地借家法第38条第4項に基づく借主に対する通知
5. 定期建物賃貸借契約の再契約業務の更新業務
6. 賃借人からの苦情その他申出事項の受理及び処理
7. 滞納された賃料等の督促・その他契約・館内細則等の違反があるときの是正交渉
8. 入居者の退去立ち会い
9. その他上記各号に付帯する業務

賃料のお支払い方法について

法人の借主様で特にお振込みでの入金をご要望される場合を除いて、その他の法人や個人の借主様には「預金口座振込依頼書」によりご指定

いただく銀行口座から自動引き落としで賃料をお支払いいただきます。

引き落としは毎月27日（銀行休業日の場合は翌営業日）で、翌月分の賃料等をお支払いいただきます。

お申込み手続きについては別途ご案内致しますが、引き落としが開始されるまでの賃料等は賃貸借契約書に記載されている振込口座にお振込み頂くことになります。

変更などの連絡について

契約者・入居者・連帯保証人の連絡先・勤務先等に変更が生じた場合、旅行等で1か月間以上留守にする場合は、オーナー加藤までご連絡ください。

オーバルコート砧
ご入居のしおり
館内細則

貸主 マルセル 加藤 貴行
平成27年4月1日

館内細則

1. 入居の使用目的

本建物（2階以上部分）は原則として住居の目的以外にはご使用になれません。

店舗・事務所などでの使用は固くお断り致します。

但し、事前に貸主より承諾を得た場合を除きます。

また、入居後速やかに所定の位置（集合ポスト）に入居者氏名を表示してください。氏名が表示されませんと、転居届を出されていても、郵便物が差出人に戻されてしまう場合がありますのでご注意ください。

なお、退去時には元に戻して下さるようお願い致します。

2. 保安全管理事項

(1) 鍵等の管理および責任の帰属

ご入居の際、各部屋の鍵をお渡ししますが、防犯上管理には十分にご注意ください。なお、鍵の複製・無断交換・貸出は固くお断りいたします。

また、鍵を紛失された場合は、直ちにオーナー加藤までご連絡下さい。

この場合、鍵・シリンダーの取り換え費用はご負担いただきます。

鍵の複製あるいは紛失等により生じた損害の責任は入居者様ご自身に帰属致します。

(2) 保安全管理上の連絡

盗難事故・不審者の入館・危険物の搬入等、保安上の問題を発見された場合は直ちに警察署またはオーナー加藤までご連絡下さい。

なお、盗難事故等による損害は、貸主・オーナー加藤について一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

(3) 火災予防

館内の火災予防については平素より十分のご注意をお願い致しますと共に、以下の項目については厳守頂きますようお願い致します。

- ① 火災防止・結露防止の点から灯油ストーブの使用を禁止とさせていただきます。
- ② テラス・バルコニーでのバーベキュー等、火器使用及び喫煙の禁止
- ③ 共用部分での喫煙・たき火の禁止
- ④ 外出時の火元の再確認
- ⑤ 煙草の吸殻等、発火の恐れのある可燃性のもの・危険物の安全確認
- ⑥ 発火・爆発性及び引火性危険物・劇薬物の館内持ち込みと収納の禁止
- ⑦ 給湯機器・台所周辺等、火気使用箇所周囲の整理整頓及び可燃物の除去

(4) 火災発生時の処置

万一出火の場合は「119番」ダイヤルの上、オーナー加藤までご連絡下さい。また、状況により初期消火に努めるなどのご協力をお願い致します。

(5) 火災に対する諸施策

- ① ご入居の皆様には万一来に備え、借家人賠償保険・家財（入居者様の家具・家電製品等）保険・個人賠償保険に加入して頂きます。

(6) 防犯に対する諸施策

防犯の為、外出時は玄関の施錠を確実に行ってください。

3. 建物使用上の協定事項

(1) ごみ

ごみの分別方法・収集日・収集場所・問い合わせ先に関しましては、別紙補足資料をご覧ください。

- ① ごみは分別し、定められた集積所の指定一にごみの種別収集日の当日朝にお出し願います。

前日のごみ出しは、厳禁と致します。一人でもルールに違反しますと近隣住民、居住者全員が迷惑しますのでくれぐれも宜しくお願い致します。

また、集積所の整頓・清潔保持についても美観・衛生上の見地から十分のご配慮をお願い致します。

- ② エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は、家電リサイクル法によりリサイクルすることが義務づけられ、市では粗大ごみとして収集しません。お買い上げになった小売店や同じ種類の製品を買い替える小売店に引き取りの依頼をしてください。
- ③ 引っ越しや庭木の剪定などで一時的に大量のごみを出す場合は、有料になりますので、管轄の清掃事務所にご連絡ください。
- ④ 割れた食器やガラスなどの危険物は、厚紙に包み「危険」と表示してお出してください。
- ⑤ スプレー缶やライターは、必ず、最後まで使い切ってからお出してください。
- ⑥ 蛍光灯・ガラスの破片等は、十分な包装をしていただくと共に、煙草の吸殻は、念のため、一度水に浸す等の処理を採られるなど、処理に関し危険のないようご協力をお願い致します。
- ⑦ 大掃除・引っ越しに際して発生する不要家具・梱包材料その他の粗大ごみは別途処理が必要となります。ご入居者ご自身で必ず粗大ごみ受付センター（一部家電製品除く）へご連絡の上、処分をお願い致します。

(2) 荷物その他の搬出入

荷物その他の搬出入に際しては、エントランス・廊下・階段・床・手すり等の共用部分や専有部分に傷をつけないよう十分にご注意いただくと共に、必要に応じて養生をお願い致します。

エントランス扉・玄関扉及びドア等の開閉・開放については慎重をお願い致します。

なお、故意過失等により共用・専有部分等に傷をつけた場合には、修理に要する費用等をご負担して頂きます。(引っ越し業者が行った行為についても、入居者の責任になる場合があります)

荷物等の形状や住戸タイプ及び各階の配置により、荷物その他の搬出入が困難な場合があります。事前に寸法等をよくご確認の上、引っ越し及び配送業者とよくご相談をお願い致します。

(3) 共用部分の使用

エントランス部分・階段・通路等の使用に関しては、騒音・振動・悪臭発散等の居住者・近隣の方々のご迷惑となることのないようお願い致します。

特に消防上、避難通路となるエントランス部分・階段・通路・建物周辺等に物品を置くことは固くお断り致します。私有物を放置したままの場合は、放置物を処分致します。

また、建物内の共用部分は禁煙とさせていただきます。

(4) その他特殊な設備について

別紙補足資料をご参照下さい。

(5) 殺鼠・殺虫・消毒

館内の衛生保持の為、共用部分について殺鼠・殺虫・消毒を実施することがありますので、その際はご協力をお願い致します。なお、実施については事前にご案内致します。

また、戸別に室内の消毒(発煙を伴うもの)を実施される場合には事前にご連絡下さい。

(6) 広告板・ポスター等

玄関ドア・窓ガラス等に社名等を記入し、広告板またはポスター類を掲出することは、建物の使用目的及び美観上固くお断り致します。

但し、事前に貸主より承諾を得ている場合を除きます。

(7) 消防設備・機械設備等の点検・保守

消防設備の点検を行い、所轄の消防署へ報告を行う場合があります。

また、各種機械設備についても定期的に点検・保守等を行いますので、その際はご協力をお願い致します。

4. 専有部分(お部屋)のご使用についての協定事項

(1) 電気機器の使用

- ① 各戸の電気は、所定のアンペアを超えて使用するとブレーカーが作動しますので、大容量の機器を同時に使用しないようご注意ください。
- ② 契約電力を変更する場合は、事前にオーナー加藤までご連絡下さい。
また、ご退去時には必ず元の契約電力に戻して下さい。
- ③ 外出時には消灯に努めて下さるようお願い致します。

(2) ガスの使用

ガス使用の際には換気に十分ご注意ください。

(3) キッチンの使用

- ① キッチン周辺は、水や油等により汚れやすく、カビやゴキブリ等が発生しやすいので常に清潔を心がけるようお願い致します。
- ② キッチンの台上に熱くなった鍋等を置かないで下さい。変色する恐れがあります。
- ③ 換気扇は、油やゴミが付着したままの状態でおくと機能低下や故障の原因となりますので、日常の清掃や市販のフィルターの取付・交換を適宜行って下さい。
- ④ 排水口は残飯等で詰まらせないように清掃を行って下さい。
- ⑤ 調理の際は換気に十分ご注意ください。キッチンないガス感知器等設置されている場合、お料理に酒類等を使用しますと反応してしまう場合がございます。
- ⑥ キッチン収納をご利用の際には、収納物が収納奥に設置されたガスの元栓にあたらぬよう十分ご注意ください。
- ⑦ 市販の排水管洗浄剤等を用いて、定期的に清掃するようお願い致します。

(4) 洗濯機置き場の使用

- ① 洗濯機の排水については、排水パイプのジョイントをしっかりと結合し、防水パンから排水があふれてしまわぬよう十分ご注意ください。

(5) 換気扇(トイレ・浴室・台所)の使用

- ① 換気扇(レンジフード)を使用しますと、空気と一緒に埃等も吸い込むことになります。お手入れをせずに長期間使用されますと汚れがつまってしまい、換気能力が低下致します。取扱説明書をご参照いただき、定期的な清掃をお願い致します。
- ② 窓や通気口を密閉した状態でレンジフード等を作動させますと室内が負圧になることにより、窓枠から風切り音がしたり、室内のドアの開閉が重くなったり、まれにエアコンから水が吹き出したりすることがございますのでご注意下さい。
- ③ 室内を多湿の状態にして壁面にカビを発生させないように換気には十分ご注意ください。(多大な補修費用を負担して頂く場合がございます)

(6) 浴室の使用

- ① 浴室のガラス扉に不必要な力を加えると破損する恐れがありますのでご注意ください。
- ② 浴室周辺はカビが発生しやすいので十分な換気をお願い致します。
- ③ 排水口は髪の毛等で詰まらせないよう一週間に一度は分解し、清掃をお願い致します。
- ④ 市販の排水管洗浄剤等を用いて、定期的に清掃するようお願い致します。

(7) 給湯器の使用

- ① 給湯器を使用される場合は、取扱説明書をよくご確認の上使用し、ガス漏れ・水漏れ等に十分注意して下さい。
- ② 冬季は凍結防止の為、不在中でも必ず電源を入れておいて下さい。
- ③ 給湯器置き場は給湯器専用の置き場であり、絶対にその他のモノは置かないようお願い致します。火災や給湯器故障の原因となります。

(8) トイレの使用

- ① 水洗式ですので必ずトイレットペーパーをご使用下さい。
- ② ティッシュペーパー・綿・新聞紙・布きれ・生理用品等を流しますと、排水管がつまり汚水が逆流し使用不能となるばかりか、復旧には多額の費用（費用については入居者負担となります）と日時を要し、他の入居者に多大な迷惑がかかりますので十分ご注意ください。
- ③ 詰まりの原因として異物を流すだけでなく、トイレットペーパー等でもトイレがつまる場合があります。万が一の為、トイレ用の吸引カップを常備されることをお勧め致します。
- ④ 市販の排水管洗浄剤等を用いて、定期的に清掃するようお願い致します。

(9) エアコンの使用

- ① 本建物は各居室にエアコンが設置されています。
エアコンには、埃等を吸い込まないようにフィルターが内蔵されています。このフィルターを定期的に清掃していただかないと、目詰まりをおこし、エアコンの能力低下や本体から水が逆流してお部屋内や家財を汚し、故障の原因となります。清掃を怠った事に起因する故障修理費用は、ご入居者の負担となりますのでご注意ください。
※高所に設置された場合のエアコンのフィルター清掃は、危険が伴う為、専門家に依頼することをお勧め致します。
- ② エアコンに接続されているドレン管の出口にゴミ等が詰まったり、逆交配になっていたりしますと、水が外に出ずに室内機から水漏れを起こす原因となります。定期的に点検下さるようお願い致します。

(10) テレビ・衛星放送・CATV・インターネットについて

別紙補足資料をご参照ください。

(11) その他特殊な設備について

別紙補足資料をご参照ください。

(12) バルコニーについて

- ① バルコニーは、緊急時の避難通路になっていますので、障害物・構築物の設置等通行の妨げとなるものは、絶対に放置しないでください。
- ② 布団や洗濯物等は安全・美観上の理由により、手すりには絶対に干さないでください。
- ③ バルコニーには、草花以外の高木となる植木鉢は置かないでください。また、排水口はホコリやゴミが溜まりやすく室内へ浸水する恐れがありますので、適宜清掃を行って下さい。
- ④ バルコニーで物干し、作業等を行う場合は、下にモノ等を落とさないよう条文にご注意下さい。
- ⑤ 構造物（物置等）のバルコニーへの設置については、美観上お断りしております。

(13) 生活音について

深夜・早朝等はドアの開閉・階段の昇降、お隣住戸・上下のお部屋に対して配慮が必要です。テレビ・ステレオ等の音量等については、ご近所への気配りが大切です。暮らしの中で自然に発生する音が意外な苦情を招く場合がございますので十分なご注意・ご配慮をお願い致します。

(14) 結露について

冬季や梅雨に窓ガラスや壁面に水滴が付着することがあります。空気には水を水蒸気として含む性質がありますが、この水蒸気が冷えたガラス面などに触れると結露します。そのままの状態ですとカビの発生原因にもなりますので、こまめに布等でよく拭きとってくださるようお願い致します。

水蒸気の発生原因は、炊事・入浴・室内干しの洗濯物・暖房・鉢植え加湿器等が考えられますが、結露防止の為に、まず水蒸気の発生を抑えていただくとともに、換気扇の利用・通気口や窓の開放により十分な換気・通風に心がけていただくことが大切です。

なお、通気口は台風等以外の気象条件では常に開口しておいてください。

また、家具の奥の壁面のカビも発生しやすい場所です。家具を壁面に置く場合は、必ず壁面から5cm以上離して置いて下さい。

(15) その他

- ① 玄関の水洗いは避けて下さい。濡れた雑巾等で清掃をお願いします。
- ② 居室内への造作・建具・柱等への釘打ち・シール・ワッペン等の貼り付けは避

けて下さい。退去時に補修が必要な場合には、お客様にその費用をご負担頂くこととなります。

- ③ 居室内の換気中は、風によりドアが勢いよく閉まる場合があります、大変危険です。十分にご注意ください。
- ④ 屋上等へは、落下の危険性がありますので、立ち入り禁止です。

5. 故障・修理について

本建物諸施設（専有部分及び共有部分共に）に汚損・破損・故障等が生じた場合は、直ちにオーナー加藤までご連絡ください。

なお、原因により、修理に要する費用等は実費ご精算頂きます。

電球・蛍光灯の電球交換・エアコンのリモコン・ガスコンロの乾電池等についてはご入居者ご自身で交換して頂きます。なお、貸室内の修理・修繕等は賃貸借契約に基づく修繕負担区分により実施致しますが、原因がお客様ご自身に帰する汚損・破損・故障等の修理は入居者にご負担いただきます。

6. 附則

(1) 動物飼育

本物件においては、小鳥・小魚、犬・猫は1頭までの飼育が可能です。

詳細はペット細則をご参照ください。

(2) 楽器等の演奏について

本物件におきましては、楽器の演奏は固くお断り致します。

なお、消音設備設置の上、周辺に音・光及び振動等を伴わず、且つ近隣から苦情がない場合はこの限りではありません。

(3) その他禁止事項

- ① 敷地等での強制勧誘・示威等の政治・思想・宗教活動
- ② 居室の窓からのごみ等の放棄
- ③ 賭博行為、その他違法行為に加担・協力したりそれに準ずる行為全て

(4) 掲示版

エントランスの掲示版に入居者の方へのお知らせ・お願い等を掲示致しますので、ご覧頂くようお願い致します。

7. ご退去

ご退去・ご解約のお問い合わせはオーナー加藤へお願い致します。

(1) お引越しの際に

お引越しの際のお荷物等の搬出にあたり、お部屋内・共用部分に損傷を与えないように十分ご注意ください。また、エントランス扉・玄関扉・ドア等の開閉・開放については慎重にお願い致します。必ず現場の養生をお願い致します。

なお、お引越しに伴い発生する不用物品・各種ゴミ等は責任をもって処理し

て頂くようお願い致します。

(2) 諸料金の精算・住所変更届

ご退去日の数日前までにあらかじめ電気・ガス・水道・電話の各供給先にご連絡の上、ご退去当日に各料金をご精算お願いします。

なお、各料金の支払い済書（領収書）をオーナー加藤までご提示いただき、お支払いの確認をお受けください。

また、郵便局への住所変更手続きをお忘れなきようお願い致します。

(3) 修理費負担額の査定

ご退去日にオーナー加藤がお部屋のご使用により損傷状況の調査・確認にお伺い致します。

これはご利用期間中の室内の損傷・毀損等の程度の調査をさせていただき、入居者のご負担により修理またはお取替え頂くものの費用を算出させて頂くものです。この費用はご入居時にお預かりした敷金より清算させて頂きます。

(4) 鍵及び取扱説明書の返還

ご退去日は、お荷物の搬出が完了した時点でお貸ししている鍵及び室内設備の取扱説明書をオーナー加藤までご返還して頂きます。

(5) 敷金の清算及び払い戻し

修理費負担額の査定終了後、敷金の払い戻し額がある場合は後日、入居者様ご指定の銀行口座にオーナー加藤よりお振込みするとともに、「解約清算書」をお送り致しますので、ご確認の上ご査収くださるようお願い致します。

ご入居のしおり・館内細則 補足資料

1. 諸連絡先

○住居の表示 〒

東京都世田谷区砧1丁目17-2
オーバルコート砧 ○○○号室

○転入（転居）届・印鑑登録・年金加入手続きほか 世田谷区役所

○電気

★電気の使用開始手続き（東京電力）

ブレーカーのスイッチを入れて電気をつけ、ハガキに必要な項目を記入して投函します。

ハガキがない場合は電話で最寄りの営業所に連絡してください。

サービス区域： 江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区、台東区、荒川区、足立区、渋谷区、

世田谷区、品川区、目黒区、大田区、港区（台場）

電気料金 お引越し

ご契約内容の変更 0120-995-001

さらに詳しくはこちらに↓

<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/basic/moving/moving02-j.html>

○ガス



東京ガスお客さまセンター

電話：0570-002211（ナビダイヤル）



東京ガス引越し専用ダイヤル

電話：0570-002230（ナビダイヤル）

ナビダイヤルをご使用になれない場合（IP電話・海外からのご利用など）は、[エリア別電話番号一覧](#)へお進みください。

受付時間

月曜日～土曜日

9:00～19:00

日曜日・祝日

9:00～17:00

以下の時間帯・曜日・時期は、電話が混雑します



- ・ 9時～10時
- ・ 日曜日・祝日
- ・ 引越しシーズンとなる
3月中旬～4月上旬

日立・群馬・熊谷・宇都宮エリアにお住まいのお客さまは、以下の各支社電話番号をご利用ください。

- ・日立支社 **0294-22-4131**
- ・群馬支社 **027-322-2523**
- ・熊谷支社 **048-522-5171**
- ・宇都宮支社 **028-634-1911**

お引越しの手続きはインターネットが便利!



・ご使用開始/中止のお申し込み
(毎日 朝6:00~翌朝3:00)

※[ナビダイヤル](#)はNTT コミュニケーションズ (株) のサービスです。電話料金はお客様ご負担となります。

さらに詳しくはこちらに↓

http://home.tokyo-gas.co.jp/userguide/khsn_k_nagare.html

○水道

★水道の使用開始手続き (水道局)

通常蛇口を開くだけで使用できます。もし、水が出ない場合は元栓を開けてご使用ください。ハガキに必要事項を記入して投函します。ハガキがない場合は使用開始日を最寄りの営業所に電話で連絡してください。

世田谷区 **03-5326-1100**

水道局お客さまセンター (23区)

お客さまセンターでは、23区内のお引越しやご契約の変更などに関する各種のお申し込み、料金や漏水修繕、その他の水道に関するお問い合わせをお取り扱いいたします。

お引越しの日にちが決まりましたらお早めにお申し込みください。

なお、日曜・祝日の翌日および平日の9時から10時・14時から15時は、お電話が混み合っつながりにくいことがあります。

各種お申し込み・お問合せ等の連絡先

電話番号 **03-5326-1100** <お引越し、ご契約の変更>
03-5326-1101 <料金、漏水修繕、その他のご用件>

FAX 番号 **03-3344-2531**

◎中止届は、中止日の3日前(日曜・祝日を除く)までに、開始申込みは、開始日の1日前(日曜・祝日を除く)までにご連絡ください。

◎中止届や開始申込はこちらの様式を印刷して、ご使用していただくこともできます。

[中止届出書 \(PDF 60KB\)](#)

[開始申込書 \(PDF 72KB\)](#)

対象地域	区部（23区）
受付時間	日曜・祝日を除く 8時30分～20時00分 ※漏水事故などの緊急のご用件については、全日24時間ご案内しております。

さらに詳しくはこちら↓

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/faq/ga-4.html>

○電話

★電話の移設・新規の申込み手続き

局番なしの116

移設・・・引っ越しの日時、新住所、移設希望日等を連絡し工事の予約をしてください。

新設・・・新築等でお部屋まで配線が来ていない場合は、引き込み工事が必要となりますので、電話局にお申込みください。電話工事は契約後1週間から10日で行われるのが一般的。引っ越し当日から電話を利用したい場合は、その期間を逆残してお申込みください。但し工事費は有料です。金額は直接お問い合わせください。

さらに詳しくはこちら↓

http://web116.jp/shop/iten/iten_00.html

○本建物設備のお問い合わせ窓口

○本建物の清掃及び設備管理について

★清掃局

電話 03-3425-3111

詳しくはこちら↓

<http://www.city.setagaya.lg.jp/shisetsu/1219/1276/d00005079.html>

2. ごみ出しについて

(1) 収集日・分別内容

ごみ処理に伴う種別・内容・収集は以下の通りです。

※収集日の午前8：00までに集積所にお出し下さい。

①エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は、家電リサイクル法によりリサイクルすることが義務付けられ、市では収集しません。

②引っ越し等で一時的に大量のゴミを出す場合は、有料になりますので、管

轄の清掃事務所にご連絡下さい。

③割れた食器やガラスなどの危険物は、厚紙に包み「危険」と表示してお出し下さい。

⑤ スプレー缶やライターは、必ず最後まで使い切ってからお出し下さい。

⑥ その他詳細は、以下へお問い合わせ下さい

(2) 収集場所

西側道路脇

(3) 問合せ先

世田谷区粗大ごみ受付センター 03-5715-1133

月曜日から土曜日 8:00～21:00

休業日：日曜日・年末年始（12/29～1/3）

詳しくは⇒<https://www.sodai-city.jp/setagaya/pc/index.html>

3. テレビ・衛星放送・CATV・インターネットについて

NHK受信料・NHK衛星放送受信料は、お客様の負担となります。

(1) BS及びCS110°アンテナについて

本建物はBS及びCS110°アンテナは設置されていません。

※パラボラアンテナの設置も禁止とさせていただきます。

視聴を希望される場合は、ケーブルテレビ等にご加入の上、ご利用下さい。

なお、ケーブルテレビご加入に関する費用はお客様のご負担となることを予めご了承ください。

(2) CSアンテナについて

本建物はCS放送受信の専用アンテナが設置されていません。

(3) ケーブルテレビについて

ケーブルテレビを通じて、地上デジタル・BSデジタル・CSデジタル放送の一部を視聴することができます。但し、BS・CS放送受信に関する加入費用及び利用料はお客様のご負担となります。

(4) インターネットについて

インターネットをご利用は無料です。その日に接続すればすぐに使うことが可能です。詳細はギガプライズにお問い合わせください。

インターネットに関するお問い合わせ先

4. その他特殊な設備・仕様について

(1) 共用部分

①エントランスのオートロックについて

2階エントランス内の扉は、オートロックになっています。

外部から建物内に入る場合は、オートロック操作パネルの鍵穴に各住戸の玄関扉の鍵を差し込み、回すとロックが解除されます。

② エントランス・階段・廊下等について

本建物共用部分を歩行の際には転倒・落下等に十分ご注意ください。

特にお子様には十分ご注意ください、大人が手を取るようして下さい。

また、絶対に走らないでください。廊下は、他の入居者が通行しますので、玄関ドアを開く際は一気に開かず、外部側に注意して開いてください。同様に廊下を通行の際には、玄関ドアが開くので注意して歩行して下さい。また、階段手すりは、上下で固定していますが危険ですので、故意に揺すって強い衝撃を与えないでください。

③ エントランス・ゴミ置き場・駐輪場について

本建物共用部分の3カ所には24時間監視カメラを設置しております。

(2) 専有部分

① フローリングの取扱いについて

居室内の床部分はPタイルと一部の居室にボロン、洗面室には全室ボロンを使用しています。

Pタイルもボロンも耐久性はあるものの傷がつくと修理費も高額になることから、家具が床に接する部分については、フェルト等により傷防止対策を図って下さい。

② 建具について

a) 本建物は可動収納セフィットを一部使用しています。

可動収納を移動する際は、取扱いに十分注意し転倒や引き込み等の他、傷をつけないようご注意ください。

b) 室内には、採光や通風、換気の為、ガラス戸を使用しています。寄りかかったり、ぶつかったりすると割れて落下する可能性がありますのでご注意ください。

c) サッシ・一部棚等に、塗装仕上げが採用されています。モノ等を置く場合、汚れを心配される方はマット等を併用して下さい。

③ キッチンについて

揚げ物・炒め物等の調理による壁の汚れは、落ちない可能性がありますので市販のレンジガード（天ぷらガード）等の取付をお勧め致します。

④ 洗濯機置き場について

a) 洗濯機パンサイズが、640タイプの為、二層式の洗濯機は設置できませんので予めご了承ください。

b) 洗濯機パンに、エアコンドレンを放流しています。洗濯機設置時に配管を破損しないようご注意ください。

⑤給湯器について

- a) 各住戸のガスは、台所・浴室・洗面に給湯されています。
- b) 給湯器の運転は、台所と浴室内にあるリモコンスイッチで行います。
- c) 入浴の際は、リモコンスイッチを風呂優先にしてください。
- d) 給湯器本体の操作方法については、取扱説明書をご参照ください。

⑥エアコンの設置について

各住戸にエアコンが設置されていますが、ご利用の際には取扱説明書をよくご確認ください。

⑦ダウンライト・スポットライト等について

a) 各居室には、ダウンライト・スポットライト等が設置されており、スイッチで操作できます。スポットライト点灯時は発熱しますので、点灯時は照射面より80cm以内に可燃物を置かないようにして下さい。火災の恐れがありますので、十分にご注意願います。(カーテン・ポスター等)

b) 各住戸に設置されているダウンライト・スポットライト等の電球交換は入居のご負担で行ってください。火傷の恐れがありますので、直接器具に触れる際は、消灯してからしばらく時間をおいて下さい。

高所に設置されている箇所もありますので、十分ご注意下さい。

※高所の電球交換は危険が伴う為、専門家に依頼することをお勧め致します。

c) 実装されている照明器具の電球です。

- ・玄関ライト
- ・キッチンライト
- ・スポットライト
- ・浴室ライト
- ・洗面室ライト

⑧バルコニーについて

a) バルコニー床はウレタン防水仕上げ処理を行っています。傷・火気に対して非常に弱いので誤って傷をつけたり異常が認められた場合は速やかにオーナーにご連絡下さい。但し階下・近隣の方への漏水は保証外です。修復には多大な費用・迷惑がかかりますので十分にご注意下さい。

b) 積雪時には、雪かきを確実に行ってください。サッシ部分等に雪を放置しておくと、出入口が開かなくなるだけでなく、下階への漏水の原因となります。水切り部分に雪がかからないようにして下さい。また床を傷つけないようにご注意下さい。

⑨避難設備について

a) 各階に必要な個所に避難器具(ハッチ・梯子・緩降機)が設置されています。また、各住戸にも避難器具が設置されていますので入居時に使用方法等必

ご確認ください。

b) 火災等の際に、住戸玄関からの避難が困難な場合は、上記避難菊での避難となることがあります。

c) 入居時にご自分の避難経路を把握されるようお願い致します。

⑩その他

a) 室内の幅木には掃除機をぶついたり破損させないようにご注意ください。

b) 雑排水には、必ずゴミ除去用の網が設けられていますので、こまめに掃除して下さい。排水には、必ず臭気防止の為のトラップ（封水）が設けられています。

c) 駐輪場は一人1台となっています。昇降式の為、まわりに人がいないか十分に確認の上、丁寧な取扱いをお願い致します。なお、バイクは利用できませんので近くのバイク専用駐車場をご案内します。

最後に

本建物はそのコンセプト上、デザイン的なものを多数取り入れております。入居者の皆様については、日常生活において結露等の対策や換気等にご配慮いただき生活して頂くことを改めてお願い申し上げます。

【主要施設連絡先】

世田谷区役所

★区役所

電話 03-5432-1111 東京都世田谷区世田谷 4丁目 21番 27号

<http://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>

電気

★電気の使用開始手続き（東京電力）

ブレーカーのスイッチを入れて電気をつけ、ハガキに必要な項目を記入して投函します。

ハガキがない場合は電話で最寄りの営業所に連絡してください。

サービス区域： 江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区、台東区、荒川区、足立区、渋谷区、

世田谷区、品川区、目黒区、大田区、港区（台場）

電気料金 お引越し

ご契約内容の変更 0120-995-001

さらに詳しくはこちらに↓

<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/basic/moving/moving02-j.html>

ガス

★ガスの使用開始手続き（東京ガス）

開栓申込み指定日に係員が訪ね、入居者立ち会いの下に開栓します。

前もって、開栓立会日（入居日等）を予約してください。

東京ガスお客さまセンター0570-002211（ナビダイヤル）

水道

★水道の使用開始手続き（水道局）

通常蛇口を開くだけで使用できます。もし、水が出ない場合は元栓を開けてご使用ください。ハガキに必要事項を記入して投函します。ハガキがない場合は使用開始日を最寄りの営業所に電話で連絡してください。

世田谷区 **03-5326-1100**

水道局お客さまセンター（23区）

お客さまセンターでは、23区内のお引っ越しやご契約の変更などに関する各種のお申込み、料金や漏水修繕、その他の水道に関するお問い合わせをお取り扱いいたします。

お引っ越しの日にちが決まりましたらお早めにお申し込みください。

なお、日曜・祝日の翌日および平日の9時から10時・14時から15時は、電話が混み合っつながりにくいことがあります。

清掃局

★清掃局

電話 03-3425-3111

詳しくはこちら↓

<http://www.city.setagaya.lg.jp/shisetsu/1219/1276/d00005079.html>

電話

★電話の移設・新規の申込み手続き

局番なしの116

移設・・・引っ越しの日時、新住所、移設希望日等を連絡し工事の予約をしてください。

新設・・・新築等でお部屋まで配線が来ていない場合は、引き込み工事が必要となりますので、電話局にお申込みください。電話工事は契約後1週間から10日で行われるのが一般的。引っ越し当日から電話を利用したい場合は、その期間を逆残してお申込みください。但し工事費は有料です。金額は直接お問い合わせください。

さらに詳しくはこちら↓

http://web116.jp/shop/iten/iten_00.html

専有部分に関するお問い合わせ

共有部分に関するお問い合わせ

マルセル オーバルコート砧オーナー加藤

TEL 090-8980-9405